

秋田県公報

目次

ページ

公安委員会規則

○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
(11・捜査課) ……………

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第2号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成20年3月21日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条情報管理課の項第2号中「及び秋田県警察例規集の編さん」を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

(学校の室)

第7条の2 学校に捜査実践教養室を置く。

第16条第1項の表部及び学校の項を削り、同表中

副校

命を受け、学校の事務を総括し、学校長を補佐する。

を

捜査実践教養室長

命を受け、養室の事務の職員を指

捜査実践教養室を掌理し、室を指揮監督する。

に、

サイバー犯罪対策室長

命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。

サイバー犯罪対策室長

命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。

安全・安心まちづくり支援対策官

命を受け、県民の自主的な地域安全活動の支援に関する事務を掌理する。

に、

課

次長、副所長又は副隊長

命を受け、課等の事務を総括し、課長等を補佐する。

を

部及び学校

監察補佐官

命を受け、部及び学校の監察に関する事務を処理し、主任監察官を補佐する。

学校及び課等

教頭、次長、副所長又は副隊長

命を受け、学校又は課等の事務を総括し、学校長又は課長等を補佐する。

に改め、同条第4項中「課長等及び学校長」を「学校長及び

課長等」に改め、「ときは」の次に「教頭」を加え、「副隊長又は副校長」を「又は副隊長」に改める。

別表第1五城目警察署の項中「天王交番」を「天王幹部交番」に改める。

別表第2能代警察署峰浜警察官駐在所の項中「山本郡八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台15番地6」を「山本郡八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台17番地2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条情報管理課の項の改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定並びに第16条第1項の表の改正規定のうち学校副校長の項及び生活安全企画課サイバー犯罪対策室長の項に係る部分は、平成20年4月1日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 018766 FAX 018766
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄